

## 東京都立産業技術大学院大学の学則の変更について（届出）

令和 4 年 3 月 23 日

文 部 科 学 大 臣 殿

東京都公立大学法人 理事長 山本 良一

このたび、下記の事項について、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 26 条第 1 項の規定により、  
別紙書類を添えて届け出ます。

### 記

- 東京都立産業技術大学院大学 産業技術研究科情報アーキテクチャ専攻及び創造技術専攻の廃止に係る学則変更

なお、学則については、全文をホームページ上で公表しており、添付を省略します。

## 廃止の事由及び時期並びに学生の処置方法を記載した書類

### 1 廃止の事由

本学では、令和2年4月1日に組織体制の再編成を行った。詳細は、文部科学大臣宛提出の「産業技術大学院大学 産業技術研究科 産業技術専攻（専門職大学院）設置届出書」（平成31年4月26日提出）に記載の通りである。

この再編成により、事業設計工学コースが設置されるとともに、情報アーキテクチャ専攻を基礎とした産業技術専攻情報アーキテクチャコース及び創造技術専攻を基礎とした産業技術専攻創造技術コースが設置され、情報アーキテクチャ専攻及び創造技術専攻においては学生募集を停止した。

研究科再編の完成年度である令和3年度をもって、修了等により当該専攻に在席する学生が存在しなくなったため、当該専攻を廃止する。

### 2 廃止の時期

令和4年3月31日

### 3 学生の処置方法

令和4年度以降において当該専攻に在籍する学生は存在しない。